

そうぞう

2003.3 No.4

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、様々な偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように——そんな思いが込められています。

CONTENTS (もくじ)

人権尊重のまちづくり

舞台から広がる 心の交流

—「通天閣のまち」で歌いつづける

叶 麗子 さん (歌手) 2

論壇 人権に敏感な地域福祉の構築
—利用者の声を反映できる地域福祉—
牧里 菊治 (関西学院大学教授) 4

用語解説

人物紹介
人が自立して生きていく姿を支え、見つめる
中久保 一美 さん 5

シリーズ/職場の人権研修
「相手の気持ちになって考える」
—ことばの見直しの取り組み—
西日本旅客鉄道株式会社 6

シリーズ/社会参加と人権
すてきだよ わたしたちの町
—1000人に会おう—
豊屋川市立明和小学校 7

シリーズ/参加体験型学習の手法と効用④(最終回)
「学習への参加」から「社会への参加」へ
多文化共生センター 岩山 仁 8

使ってみて!/教材紹介

がんばってます!/NPO紹介
共生ユニット APUROまつばら 9

知ってますか?人権施策
大阪府在日外国人施策に関する指針

行ってみて!/施設紹介
「男女の新しいパートナーシップを創り出す拠点」
ドーンセンター(大阪府立女性総合センター) 10

ご案内/大阪空襲で死没された方々の名簿の作成

おしらせ/市町村事業 11

利用案内/啓発・学習相談、ラジオ番組「人権リーダー」

歴史探訪/人権の歴史を訪ねて
第4回 「近代紡績工業発祥の地」記念碑 12

人権相談推進事業における人権相談窓口



人権尊重のまちづくり

今回は、「通天閣の歌姫」として、人情あふれるステージを展開されている歌手の叶麗子さんに、ときに切々と、ときに明るく語っていただきました。

かのう れい こ
叶 麗子さん

歌手。「通天閣歌謡劇場」をホームグラウンドに、全国で熱狂的なステージを展開して活躍。NHK（日本放送協会）朝の連続テレビ小説「ふたりっ子」の“オーロラ輝子”の実在モデルとしても人気を集めた。

舞台から広がる 心の交流

—「通天閣のまち」で歌いつづける

そうぞう

2

2003.3*No.4

最後の舞台が本当の意味での出発に

私の歌手生活は、最初、鳴かず飛ばずで、華やかな芸能界のイメージとはほど遠く、家賃も払えないばかりか、電気もガスも止められたほどだったのです。そして、忘れもしない1988（昭和63）年2月13日、私は、最後になるはずのステージに立っていました。歌手生活にピリオドを打つ私への、最後のはなむけに用意された晴れ舞台でした。

ところが、客席はガラガラ、しかも舞台に目を向けてくれるお客さんの数はまばらでした。お客さんの多くはお酒をあおり、イヤホンで競馬中継の世界にひたっている。普通はそんな場合落ち込むかもしれませんが、逆に「私は歌手廃業を目の前にして、どん底の状態にいる。ああ、みんな私と一緒にやな…」「そうや！つらい思いをしているのは私だけやない」と、少し救われたような気持ちにもなりました。

「よーし！いいことなかった歌手生活の最後に、持てる力のすべてをふりしぼって歌ってみよう」と不思議な気力がわいてきて、無我夢中で歌いました。

舞台上で学んだ心の持ち方 —歌で心がつながる

やがて歌い終えて、深々とおじぎする私の前に、作業服姿のおちゃんが近づいてきて、「あんた…叶麗子うんか。あんたの歌ほんまによかったで…」と言うんです。

私は、歌手になって初めてほめられて、びっくりしました。そして、おっちゃん、ズボンのポケットに手をつっ込んだかと思うと、その手で私の手を握ってくれました。何か私の手に触れるものがある。それは、しわくちゃんに折りたたんだ1000円札でした。なけなしの1000円かもしれない。そう思うと、心にずしんときました。なぜなら、そのお金は、わたしがお客さんから初めていただいたご祝儀でもあったからです。

歌手をやめる覚悟でしたが、「一生懸命に歌えばお客さんに伝わるんだ。お客さんとつながるんだ」と光が見えた気がして、もう一度舞台に立ちたいと思いました。

その日から、「何でも自分の心の持ち方ひとつ。『自分の心が変われば人生は変わる…』。もういっぺん、やるだけやってみよう」と誓い、せいっぱい自分の気持ちを客席にぶつけるように歌を歌いつづけました。

やがて、そのステージが「熱狂的」という評判をよび、徐々に立ち見が出るようになりました。

「出会い」はすばらしく、大切なもの

しわくちゃんの1000円札のご祝儀をくださったおっちゃんとは、その後、お会いしていません。ただ、あの舞台から6年後、一通のお便りをいただきました。私が新聞のインタビューの中で、その方のことを話した記事を目にしてくださいましたのです。

おっちゃんは、その当時、とても苦しい生活を送っていたそうです。でも、私のなりふりかまわぬ歌を聴いて、「これではあかん」と強い思いに駆られ、それから懸命に働いて、今は「小さいながらも家を一軒建て、幸せに暮らしています」と書かれていました。

何度も読み返しながら、ほんとうにうれしかった。おっちゃんの「今」に、わたしの歌がわずかながらでも関わったことも、信じられない思いでいっぱいでした。「出会い」はすばらしく、また大切なものだとつくづく感じました。

ふれあいの中から見つけた 「命の尊さ」

「通天閣歌謡劇場」では、今までたくさんの人との出会いがありました。その中に、生きることに希望を失い、自分の死に場所を探していた方が、「歌謡ショー」の看板に引かれ、最後に好きな演歌を聴こうと、たまたま私のステージにいらっしまったことがありました。「こんなに若いのに一生懸命に歌とる。わし、自分が恥ずかしかった…。」後で、その方が自殺を思いとどまってくれた経緯を知って、私は言葉も出ませんでした。

私は最近、「命の尊さ」をひしひしと感じています。私の歌を聴いてくださる方の職業はさまざまですが、睡眠時間を削ってトラックを運転されている方も、命綱もなしに高いところでビル工事のお仕事をされている方もおられます。皆さん命をかけて働いています。そのお金で聴きに來てくださるからには、「こちら命を削って歌わしてもらわんと罰があたる」って思うんです。

今、私が歌わせていただいている「心」の歌詞の中に「命のあるものには、すべて心があって、なみだを流す」とあります。きっと、鳥や草花もそうなんじゃないでしょうか。だから私も、歌で通じ合うために、いつも命がけで歌っています。

私の舞台は「一期一会」

私は自分は「歌手」ではなく、「芸人」だと思っ



ています。舞台は「一期一会」、私はいつも今日が最後の舞台だと思って歌っています。

通天閣の舞台には、連帯感のような独特の雰囲気があるんです。毎回、歌い終えた後、出口で一人ひとりのお客さんにお礼をいいます。出会えたことを心から感謝して、握手をしながら、「今日は、来てくださってありがとうございます。またお会いしましょう」と見送ります。

だから、お客さんのことはよくわかります。私も、どん底の経験をしたことがあるので、大きな不安や悲しみをもっている方のことは、特によくわかるつもりです。そんな人が何度も足を運んでくださるので、私もますます懸命に歌います。

多くの人共感し、支えあって 明日を生きる力が生まれる

私がお客さんの気持ちを感じながら歌っていることが、伝わるんでしょうか。そんな私の姿に共感してくれる人がたくさんいてくれます。「気持ちが救われる。だから、また来る。応援する」ってしてくれる人が多いんです。そして、私もその声を聴いて、しんどいことも乗り越えていける。つまり、心の深いところで支えあっているんです。

私にとって、舞台はただのステージじゃなくって、お客さんと心のやりとりができる場所です。そんな舞台をつづけていけるよう、真正面から私の歌を聴いてもらうことが、私の生きがいです。

ホームグラウンドはいつまでも 「通天閣歌謡劇場」

私をどん底の歌手生活から救って、育ててくれたのはこの「通天閣のまち」、そして、人情が厚いこのまちの人たちです。

これからもこの「通天閣のまち」で、歌いつづけたい。全国どこを回ってもここに帰ってきたい。私の歌手人生の原点、ホームグラウンドはいつまでも「通天閣歌謡劇場」ですから…。

●インタビューを終えて

「人権尊重のまちづくり」と聞くと、何かとても難しいことと感じる人が多いかもしれませんが、しかし、その基本は、それぞれの地域で人と人が「出会い、ふれあい、支えあう」ということです。

「出会い、ふれあい、支えあう」…そのことを可能にするためには、心と心をかよわせ、交流することがとても大切です。叶さんのお話をうかがって、率直な気持ちのやりとりこそが、心の交流や人のつながりのために大切なのだと感じました。



人権に敏感な地域福祉の構築 — 利用者の声を反映できる地域福祉 —

まきさと つねじ
牧里 每治 (関西学院大学教授)

自己決定を支援する制度

2000年に成立した社会福祉法のなかに、「地域福祉権利擁護事業」が明記されたことをご存知の方も多いかと思えます。自分でサービス選択や利用決定がしにくい方、意志を決定するには不安をおぼえる方、たとえば痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などへの自己決定の支援や援助をおこなう事業とされています。

具体的には、福祉サービスの情報提供やサービス選択・利用手続き支援、利用料支払など日常生活にかかわる金銭管理などを、生活支援員と呼ばれる人を通じて支援・援助することを内容としています。

この事業とならんで、自己決定など判断能力が落ちてきた高齢者、意志決定が難しい知的障害者・精神障害者などの自己決定権を、法律的に保障する「成年後見制度」も、2000年に制定されました。

民法にいう禁治産・準禁治産に代わる新しい制度ですが、財産管理と身上監護(用語解説参照)などを、法的に位置づけたものです。

人権保障の観点から

人権保障という観点からは、この「地域福祉権利擁護事業」も「成年後見制度」も、当事者の自己決定を支援する制度であると言われていますが、虐待などから本気で人権を守るという意味ではかなり限定された権利擁護の制度と言わざるをえません。

したがって、権利擁護を、虐待など人権を侵害する行為を防止したり、被害者を救済したりするオンブズマン制度などを含めた権利保障の制度にまで高める必要があります。

戦後日本の「措置・措置費制度」に基づく社

会福祉事業のもとでは、限定された人々に対する保護や援助は行政職員によって行われていたが、2003年4月から始まる障害者支援費制度(用語解説参照)

のもとでは、サービスの希望者がその内容等を自主的に判断し、自己決定することが求められています。その一方で、民間企業も含めた保健福祉サービスの供給が多様化し、規制緩和される時代にあっては、みずからサービスの選択・自己決定できない人や、しにくい人たちは、制度の谷間に落ちこぼれてしまいます。

「苦情」が言える環境づくり

「地域福祉権利擁護事業」も「成年後見制度」も、ある意味では権利侵害や無権利状態に陥ることを未然に防ごうとする予防的施策とも言えます。

しかしながら、これらの弁護や代理代行サービスをも対象にしたサービス全体への不平不満を表明できる苦情解決制度や不服申し立て制度が、合わせて機能していなければその効果もあがりません。

つまり、「苦情」が言える環境が醸成されていなければ、利用者の権利行使は困難になると言えます。

「苦情」というものは、「愚痴」や「ぼやき」と



異なって、かなり意識的に訴える決意がなければ表明しにくい性質をもつものです。とりわけ「苦情」を表明したり、権利侵害を訴える行為にできる人は、日本の協調性を求める慣習・人間関係のなかでは、周囲から浮き上がってしまったり、「問題児」のように奇異な目で見られがちです。

それに対して「愚痴」や「ぼやき」は、それとなく不平不満を伝え、改善してほしい希望をやりわりと伝える弱者の智恵とも言えます。

要するに、だれにもが「苦情」を表明する権利があるという共通の認識をもつ必要がありますし、人権に敏感な社会環境を創り出すことが求められているのです。

地域社会という身近な日常生活の場で、気軽に誰もが自由に不服申し立てできるシステムがなければ、立派な制度ができてみだれも活用できない形骸化したものになるということを、訴えておきたいと思います。

用語解説

【財産管理と身上監護】

「民法」の成年後見制度では、成年後見人は、判断能力が不十分な人の権利を守るため、財産管理だけでなく、その意思を尊重し、「生活、療養看護…に関する事務」も行う。本人の福祉に適合するよう、病院や老人ホームの選択、入退所の手続き、介護保険契約の締結など、幅広く生活を支援する。

【障害者支援費制度】

「社会福祉法」の成立により、これまでは行政が行政処分として障害者サービスを決定してきた制度を改め、2003年4月からは障害者がサービスを選択し、契約に基づくサービスを利用するという新たな制度が始まる。障害者の自己決定が尊重されるとともに、サービスの利用者と提供者が対等な関係に立つことによる利用者本位のサービス提供が期待される。

人物紹介

人が自立して生きていく姿を 支え、見つめる

福祉施設に勤務する。直接担当する業務の延長として、地域の機関に寄せられる人権相談に対応するため、福祉施設をはじめ、学校や関係機関などが集まって開くケース会議に参画し、地域の人権課題に取り組んでいる。

「制度の壁や社会資源の少なさで、満足した支援ができないことが多く、スムーズにいったケースはほとんどありません。そんな中でも、いろんな困難をかかえながら、一人の人間が自立し、生活していく姿を目の当たりにできることはとてもうれしい」

ケース会議の対応としては、勤務時間外に地域や家庭まで足を運び、相談者やその家族の生活までかわることが多い。最近の事例では、父子家庭で育ったこともあって、18歳になっても入浴や洗濯、掃除などの仕方を知らない子どもにかかわった。「その子ができないのではなく、経験がなかっただけで、できる能力を引き出すためには一緒に行動しながら、教えていくことが大切です」と話す。

さらに、子育て放棄など複雑な家庭環境が原因で不登校傾向にあった地域の子どもを、行政の里親制度を活用して自宅で預かっている。「最初は、感情を素直に表現することもなかったのですが、今では、明るく、元気に学校に通っています」と目を細める。

彼女自身も重度の障害がある2児の母親である。子どもたちは地域の小・中学校に通い、休日には一人でまちに出て、電車にも乗る。「学校や家庭では守ってくれますが、現実の社会は厳しい。社会で自立して生きていくため、自分のことは自分で解決できるように育ててきました。『障害者がまちに出て活動することが当たり前の社会』の実現にもつながると思います」とやさしく微笑む。



なか く ぼ か ず み
中久保 一美さん

HUMAN RIGHTS

「相手の気持ちになって考える」—ことばの見直しの取り組み

西日本旅客鉄道株式会社

俗語見直しのきっかけ

職場で使っていた俗語の見直しについて、当社が取り組むきっかけとなったのは、大阪支社で行なわれた社員の意見発表からです。それは国鉄時代からなんのためらいもなく先輩たちにより平然と繰り返し使われていた俗語が、人権上問題となるものがあるとの内容でありました。例えば、「車いすを運ぶという表現は人を物として扱っている」などです。大阪支社では、全職場にどのような俗語があるか調査しました。

その結果、多くの俗語が報告されました。一部には地域の方言的な表現がされている俗語もありましたが、これを契機に会社（10支社）として俗語の洗い出しを行ないました。

調査の結果

当社は新潟県から福岡県まで2府16県という広範囲の地域をエリアにしているため、〇〇支社では使われているが△△支社はまったく使われていない地域特有の事例などが多くありました。従って、全社で画一的に整理するには具体性に欠けるので、支社単位で俗語の見直しを行なうこととしました。

俗語見直しの主旨

近年、人権意識の高まりにより、これまで見過ごされてきた障害者や女性に対する蔑視的な言葉を見直す動きが顕著になってきていますが、これは単なる言葉の問題ではなく、差別的な意識や考え方を根絶していくための取り組みであるといえます。

一方、当社において使われている俗語の中には、人権上問題となるものが散見されていました。当社は、鉄道事業を中心として多数のお客様がご利用になる公共性の高い事業を営んでおり、俗語が使われている状況を改善し、社員の人権意識を高めていかなければなりません。

しかし、単に「問題となる俗語を使わなければいい」とか「別の言い回しをすればいい」といった表面的な対応を求めているわけではありません。お互いを認め、尊重する気持ちがない限り、蔑視する意識は、形を変え、新たな俗語として生まれてきます。

常に「相手を尊重する」「相手の気持ちになって考える」ことが大切であり、そのことが「自分も尊重される」ことにつながります。そして、それが当社の経営理念にある「規律正しい明るい職場づくり」となり、また、お客

様からの信頼を得ることにもなります。

大阪支社の取り組み

俗語の見直しについては、（社）部落解放・人権研究所の協力を得ながら、次のように大きく4項目に分類、整理しました。

- ①障害者や外国人等にとって、問題となる用語が使われており、改める必要があるもの
- ②セクシュアル・ハラスメントとなる可能性が高く、改める必要のあるもの
- ③当事者が不快に感じる場合があり、また、使い方によっては問題となる場合もあるので使用を控えるべきもの
- ④当社の社員として品性、品格を損なう恐れがあるので使用を控えるべきもの

上記①及び②は使用禁止用語とし、③及び④はできる限り使用しないこととします（例えて言えば、①及び②はサッカーのレッドカード的な用語であり、③及び④はイエローカード的な用語）。

また、これらの俗語については、「改めた表現（例）」を記載し、今後この表現を使うことを基本としていますが、より適切な言葉や表現があればそれを使っても良いこととしました。

社員への周知

俗語の見直しは、単なる言葉の言い替えではなく、社員の人権意識を高めるとともに、お客様からの信頼をより確かなものとする取り組みであることを十分理解する必要があることから、各職場での点呼時の一口試問ならびに各種勉強会の中で取り入れ周知しました。

また、人権感覚の基準が時代とともに変化するように、今後、それぞれの用語の意味合いも変化していく可能性があることに十分注意することが大切です。

以上の点を念頭におきながら、当面の指針として人権意識の高揚の取り組みに活用していくこととしています。

俗語の見直しについて（例）

●人として尊重されていないとの印象を与えるもの

俗語	使用組織	左記の俗語の意味する内容	改めた表現（例）
一銭、二銭	人事	一人、二人	一人、二人
ヨイショ (車いすを介助するときの掛け声)	運輸	(人を物として扱っている)	イチ、ニ、サン ワン、ツーのスリー
車いすを運ぶ	運輸	(人を物として扱っている)	車いすを介助する 移動の介助をする
以下53項目（略）			

HUMAN RIGHTS

すてきだよ わたしたちの町 -1000人に会おう

寝屋川市立明和小学校

寝屋川市立明和小学校では、「いろいろな人との出会いを大切に」と1999年から全校で人権総合学習を始めました。人権総合学習では、友達と協力しながら、考える力、課題を解決する力、コミュニケーション力を育てたいと思っています。そして、何より学習が楽しさや自信につながることを願い、各学年、様々なテーマで取り組んでいます。

自分の町を知り、好きになる

2年生では「すてきだよ わたしたちの町」といったテーマで自分の町を知り、自分の町を好きになり、さらに町の人たちに、明和小の子どもたちをもっと知ってもらいたいという願いで取り組みました。

まずは、おうちの人、近所の人、先生から、インタビューを始めました。「好きな食べ物は? どんな所へ行ってみたいですか?趣味は?特技は?」インタビューの練習にもなりました。いよいよ、町探検に!子どもたちがよく行くお菓子屋・スーパー・ファーストフードの店・100円ショップ。さらに、保育所・花屋・写真屋・ペットショップ・ケーキ屋・赤ちゃんのいる家など候補地ができました。

次に、インタビューの内容を考えます。「どのお菓子が一番売れていますか。何年、この仕事をしてますか。仕事をしていて楽しいことは?…」と。

おっと、行く前に「あいさつ、自分の名前、何をしに来たか」をはっきり言う練習です。付き添いとして保護者にも参加してもらい、安心して探検に行くことができました。

さあ、緊張と不安の中「めいわっ子たんけんたい」の出発です。しかし、みんなの足取りは軽く弾んでいます。帰ってきた時、どの子の顔にも「できた」という達成感と自信で喜びがあふれていました。「保育所の先生と会ったよ。ケーキの味見させてもらったよ。きれいな写真の撮り方おしえてもらったよ…」と。

出会いを紙芝居やクイズで

この楽しかった出会いを紙芝居やクイズにして発表もしました。うまく伝えられたかな。大きな声で言えたかな。友達の発表しっかり聞けたかな。この後も、「もっと出会いたい」と目標が一気に1000人になりました。そのため、また、「めいわっ子たんけんたい」



が動き出しました。「明和小のみんなに会おう!老人センターの人に会いに行こう!招待給食でおじいちゃん・おばあちゃん来るよ!」。障害のある人にも出会いました。「しゃべりかたわかりにくいけど、一生懸命しゃべってはる。よく聞いてたらわかるで…」

最後に「こんなに大きくなったよ」の学習で自分との出会いをしました。自分自身も友達も大切に育てられてきたことがわかりました。2月末、1000人まであと3人…。

1年かけて、1000人の人たちからたくさんのぬくもりやさしさをいただきました。自分らしく表現すること、自信をもったこと、がんばることの素晴らしさ、そして、人と出会う楽しさ、友達の良さもこの学習で発見してくれたと思います。



おとしよりの交流

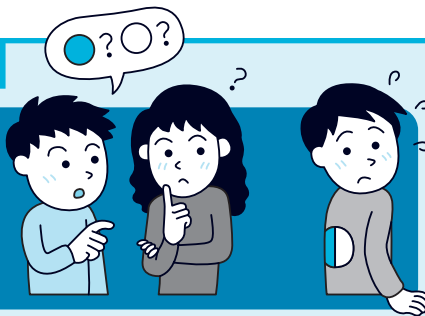
そうぞう

7

2003.3*No.4

「学習への参加」から 「社会への参加」へ

多文化共生センター・岩山 仁



特定非営利活動法人である多文化共生センターは、阪神淡路大震災における被災外国人支援活動の経験をもとに、国籍や言語、文化や性などのちがいを認め、尊重しあう「多文化共生社会」を実現するため、さまざまなプロジェクトを展開している民間ボランティア団体です。

岩山仁さんは、多文化共生センターのボランティアスタッフとして、数多くの参加体験型学習を実施しています。

前回は、「シールで仲間分け」（言葉を使わずに、自分の背に貼られたシールと同じ色の人同士でグループをつくるアクティビティ）を紹介しましたが、今回まずは、前回予告した「『シールで仲間分け』の大事な続き」から…。

シールで仲間分け part 2

<用意するもの>

1回目で使った色のシールに加え、同じ仲間の色が無いシールや2色混合のシールなど

<2回目の留意点>

同じ仲間の色が無いシールや2色混合のシールなどをつかって、マイノリティ（社会的少数者）の立場や、仲間・グループの判断が難しい立場をつくりだすわけですが、アクティビティを始める前に参加者にそのことを気づかれないようにしておきます。

- ①2回目のワーク用のシールを参加者の背中に貼り、「同じルールで、もう一度やってみましょう」とだけ指示して、2回目のワークを始めます。
- ②しばらくすると、どのチームにも入れずに困ったり、2色混合のシールの人を自分たちのグループに入れるかどうかで混乱が起きたりします。
- ③ファシリテーターは、そういった参加者の具体的な反応や行動を注意して見ておき、「ふりかえり」の際に、そこから参加者の「気づき」をうまく引き出せるようにします。
- ④ひととおりグループに分かれ、動きがなくなったところで「ふりかえり」を行います。
- ⑤「ふりかえり」では、どのグループにも入れなかった人

（マイノリティの立場になった人）たちから順に、感想や意見を聞いていきます。

- ⑥マイノリティの立場になった人たちの感想に応じて、グループになった人たちにも質問をしていきます。（たとえば「2色混合とはいっても同じ色が入っているのに、なぜグループに入れてあげなかったのですか？」など）
- ⑦さらに、社会の中でも、また、自分たちの身近なところでも、このような立場に置かれた人はいないだろうか、無意識のうちに、自分たちがそのような状況やマイノリティをつくりだしてはいないだろうか、といったことを「ふりかえり」します。

このように、「ふりかえり」ではアクティビティの中での「気づき」を、実際の社会の問題への「気づき」にしていくわけです。

しかし、気づいて、学んだだけで終わってしまっただけでは、それは単なる自己満足でしかありません。気づいたことに対し、何が必要なのか、自分に何ができるのかを考え、自分自身の態度の変容や何らかの行動に移していくことが、何より大切なのです。そして、行動することによって、様々なことが見えてきます。それについてまた考え、次の行動へとつなげていく…。

つまり、そのようにして「社会参加」する中から、いろいろなことを学んでいくこと、実はそれこそが、本当の意味での「参加体験型学習」なのだと思います。

では、またいつか、今度は実際の「参加体験型学習」の場でお会いしましょう。

そうぞう

8

2003.3*No.4

人権学習シリーズ vol.1

『結婚？幸せ』

「結婚」ってなに？、と問われて皆さんはどう答えますか？この教材では、多くの人が人生の中で1度は考える「結婚」をテーマに、自分が「幸せ」になることについて考えます。

まずは、結婚そのものについていねいに学び、自分なりの考えかたを豊かに広げていくことを大切にしています。そして、結婚にあらわれる偏見や差別を考えることで、人権に関するさまざまな問題を解決する展望などを考えていきます。また、このテーマをたくさんの人と考えるために、参加体験型学習ができる教材も盛り込みました。そして、その学習が深められるように結婚に関する資料も掲載しています。

使ってみて！
教材紹介

内
容

○この本のねらいと使い方

○教材（アクティビティ）

- ①結婚を考える
- ②結婚にかかわる偏見や差別を考える
- ③結婚差別を乗り越えるポイントを考える

○資料

- ①結婚差別問題を考える—その背景・現状・展望—
- ②差別意識・事象の現状
（同和問題の解決に向けた実態等調査など）

○相談窓口の紹介

○参考図書等

お問合せ ● 大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351（内線2317）
（財）大阪府人権協会 人権啓発部 TEL 06-6568-2983

NPOとは「民間非営利組織」のことをいいます。



「わたし」も「あなた」も豊かに生きていけるまちづくりを —1人ひとりのちがいをプラスパワーに

共生ユニット APUROまつばら

いろんなルーツをもつ人（在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人や日本人）が自分らしく、ありのままの姿で、すべての命や自然と共に生きていけるまちづくりを目的に、1993年、松原市を活動の拠点としてつくられたグループです。

「わたし」も「あなた」も自分らしく、そして、一人ひとりの「ちがい」をプラスパワーにして、さらに、自然や環境とも一緒に生きていくことを楽しみながら、「自分発」を実現していく活動を展開しています。

APUROとは、A→Action（うごく）、P→Person（ひと）、U→Unit（つながり）、R→Relax（自分らしく）、O→Open（オープンに）というコンセプトをあらわしています。

現在、行っている活動としては、月1回の企画（講座、フィールドワークなど）・情報誌「APURO」の発行・韓国民族楽器「チャング」の演奏・学校や社会教育施設での講演やワークショップ・イベント会場などでの無農薬、有機野菜、ごみ減量にこだわった「ちぢみ（韓国のお好み焼き）」の模擬店・相談事業—などで、スタッフ会議（月1回～2回）にて、提案、議論され、決定されます。

さらに、2000年と2001年には、提案公募型の

事業へ応募して、大阪府の「まなび、ふれあい、まちづくりプロジェクト」～ご近所うるるん滞在記」と「2001年ボランティア国際年『NPOとの協働推進プロジェクト』～在日外国人と日本人の演劇ワークショップ講座」を受託しています。



演劇ワークショップ講座

コーディネーターの「ちょんせいこ」さんは「小さいNPOですが、企画力、ネットワークとフットワークを活かしたオリジナルな活動を楽しんでいます。そして、行政や企業、市民とのパートナーシップを大切にしています」と話しています。

共生ユニット APUROまつばら

〒580-0044 松原市田井城5-1-4
TEL・FAX 072-331-2186
<http://www.kawachi.zaq.ne.jp/dpao1102/apuro/>
E-mail apuro@kawachi.zaq.ne.jp

そうぞう

2

2003.3*No.4

知っていますか？

人権施策

—人権尊重の社会づくりのために—

大阪府では、在日外国人施策を総合的に推進していくため、施策の基本方向と推進方策を示した「大阪府在日外国人施策に関する指針」を策定しました。



～すべての人が、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざして～

「大阪府在日外国人施策に関する指針」策定

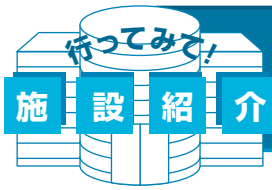
指針の概要

- ◆目標として、「すべての人が、人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現」を掲げています。
- ◆3つの視点での社会づくり
 - 人権尊重の社会づくり
 - 個々の文化を保持しながら共生できる社会づくり
 - 地域社会の住民として安心して暮らせる社会づくり
- ◆5つの基本方向と推進方策
 - 人権尊重意識の高揚と啓発の充実
 - 暮らし情報の提供と相談機能の充実
 - 安心のための医療・保健・福祉サービス体制の充実
 - 国際理解教育・在日外国人教育の充実
 - 府政への参画促進

大阪府では、市町村、NPO等と連携しながら、この指針に基づき、すべての人が、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を推進します。

[ホームページのアドレス] <http://www.pref.osaka.jp/jinken/measure/shishin/index.htm>

お問合せ●大阪府企画調整部人権室 TEL 06-6941-0351 (内線2319)



「男女の新しいパートナーシップを創りだす拠点」

ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)

大阪府立女性総合センター(愛称ドーンセンター)は、男女共同参画社会の実現に向けた女性の総合的な支援施設として、1994(平成6)年11月にオープンしました。

愛称のDAWNは、「夜明け」や「物事の始まり」を意味する英単語です。「ドーン」といこうという大阪の女性の心意気も感じられるということから、公募で選ばれました。

これまで、男性も含め、多彩な利用目的で、400万人近い人たちが来館しています。

事業として、「女性」をキーワードとした広範な情報の収集・提供、女性の直面している問題についての相談カウンセリング、男女共同参画の促進に向けた様々な啓発講座や実践的な調査研究事業、オリジナルな企画による女性芸術劇場をはじめとする文化表現事業など多彩な取り組みを重ねてきています。

現在、施設が「NPOとの協働モデル施設」と位置付けられ、共催事業などを通じ、以前にも増してNPOとの協働の広がりが生まれてきています。また、大きな社会問題となっている「女性に対する暴力」に対しても、啓発講座や相談事業などを通じて取り組んでいます。

事業の実施とともに、500人規模のホールや会議室、また多目的ルームなど貸し館機能があり、幅広い交流、学習、文化・創造・表現の場として親しまれ、活用をいただいています。



平成13年度「メディア・リテラシー～ファシリテーター養成講座～」

開館時間 ● 9時30分～21時30分
(情報ライブラリーは、日曜日・祝日は17時30分まで)

休館日 ● 毎週月曜日、年末年始、祝日
(ただし、祝日が土・日・月曜日にあたる場合は火曜日)

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目3番49号
(京阪・地下鉄「天満橋」駅下車)

TEL 06-6910-8625 FAX 06-6910-8624
ホームページ <http://www.dawncenter.or.jp/>



「ドーンセンター」

ご案内

情報をお寄せください!!



大阪空襲で死没された方々の名簿を作成します。

第二次世界大戦末期、大阪府内では空襲により、多くの方々が亡くなりました。その死没者の名簿については、一部自治体や市民団体の調査により、約6000人分の名簿があるものの、府内全域の死没者をとりまとめた名簿はありません。そこで大阪府では、戦争の悲惨さを後世に伝え、平和の尊さを訴えるため、「大阪空襲死没者名簿」を編さんすることとしました。

大阪空襲で亡くなられた方々の氏名・年齢などの情報提供について、皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ (財)大阪国際平和センター
(ピースおおさか)

大阪空襲死没者名簿編さん室
TEL 06-6947-0212
FAX 06-6943-6080

受付時間 午前9時30分～午後4時
(ただし日・月曜日と祝日を除く)



おしらせ

参加してください!!

高槻市関係事業

憲法記念行事「一人ひとりが輝くために」

日時 5月10日(土)午後1時～5時
場所 高槻市立生涯学習センター多目的ホール
内容 講演 テーマ「在日魂」
 金村 義明さん(プロ野球解説者)
 映画 「阿弥陀堂だより」
問合せ 高槻市人権生活文化部人権室
 TEL 072-674-7575

茨木市関係事業

憲法月間記念講演会

日時 5月9日(金)午後1時30分～3時30分
場所 茨木市市民会館(ユーアイホール)大ホール
内容 弁護士活動の中で感じていること 等
講師 住田 裕子さん(弁護士)
問合せ 茨木市人権部人権同和課
 TEL 072-620-1725 FAX 072-620-1640

枚方市関係事業

憲法のつどい

日時 5月21日(水)午後2時～4時
場所 メナセひらかた多目的ホール
テーマ 真の笑いは平等な心から
講師 桂 文福さん(落語家)
問合せ 枚方市人権政策室
 TEL 072-841-1221 FAX 072-841-1700

泉南市関係事業

憲法週間「市民の集い」

日時 5月24日(土)午後1時開場 1時30分開演
場所 泉南市総合福祉センター
内容 映画「折り梅」(字幕入り)
 講演 松井 久子さん(映画監督)
問合せ 泉南市人権推進部人権啓発課
 TEL 0724-83-0001

大東市関係事業

人権パネル展「チャレンジド元気あります!」

日時 5月2日(金)～5日(月)午前9時～午後5時
場所 野崎観音会館
 (大東市野崎2-7-1 野崎観音慈眼寺内)
内容 牧田清さんによる写真パネルを展示

憲法週間記念のつどい

日時 5月9日(金)午後6時30分開演(予定)
場所 大東市立総合文化センター(サーティホール)
内容 BOROさん「トーク&ライブ」
その他 整理券が必要
問合せ 大東市啓発推進課
 TEL 072-870-9061

5月1日から7日までは「憲法週間」です

「日本国憲法」は、1947(昭和22)年5月3日に施行されました。この日を含む一週間(5月1日から7日まで)は、「憲法週間」です。

憲法は、基本的人権の尊重を重要な原則の一つとしています。そして、そこで保障される権利は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と定めています。

その施行以来、すでに半世紀以上が経過し、人権尊重の考え方は社会に広がり定着しつつありますが、いまだにさまざまな人権侵害が起こっています。

“すべての人は個人として尊重され、人間として幸せに生きる権利を生まれながらに持っている”という憲法の理念を、この社会で実現していくことは、すべての人の願いであり、責務でもあります。

そのためにも、わたしたち一人ひとりが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、身近なところで実践していくことが大切です。

そうぞう

11

2003.3*No.4



利用案内

利用してください!!

啓発・学習相談のご案内

(社)部落解放・人権研究所では、職場や地域で人権研修や学習活動を推進するために、啓発・学習相談を行っています。相談内容は、研修企画、講師や教材紹介など。

月曜～金曜 午前10:00～午後5:00
 TEL:06-6568-1308
 FAX:06-6568-0714
 HP:<http://www.blhri.org/info/sodan.html>
 Eメール: keihatsu@blhri.org

ラジオ番組「人権レーダー」のご案内

さまざまな人権問題をテーマに、ホットで身近な話題をわかりやすく語りかけるラジオ番組です。夕方の報道ワイド番組「MBSニュースワイド アングル」の中で放送しています。

4月7日(月)から10月上旬まで
 月曜～金曜の午後4時50分頃(約5分間)
 毎日放送ラジオ(AM1179kHz)

問合せ 大阪府企画調整部人権室
 06-6941-0351(内線2309)
 提供 近畿地区人権啓発事業推進会議



歴史探訪

第4回

「近代紡績工業発祥の地」

人権の歴史を訪ねて 記念碑 (大阪市大正区三軒家東2丁目)



環状線の大正駅を降りて南へ1キロほど行くと三軒家公園があり、公園内に記念碑が建っている。大正区(1932年に区制実施)は大阪湾に面して水運の便が良く、近代以降、工業地帯として発展し、大阪の繁栄の基盤となった。

この繁栄を支えた産業の一つが紡績業である。大阪には、いち早く建設された堺紡績所をはじめとして多くの紡績工場があった。三軒家にあった大阪紡績会社(現在の東洋紡)も「近代紡績工業の先駆となった」と碑にあるように、最新式の技術により業績をあげていた。

そして、その発展の陰には、当初は近郊農村から、その後は遠隔地から募集され、働きにきた女性労働者の力があつた。昼夜兼業・24時間操業という経営のもと、彼女たちの多くは、寄宿舎生活により二交替制の12時間労働に従事していた。

1889年には、現在のJR天満駅北側にあった天満紡績会社で、女性労働者自らが中心となった300人もの大規模な争議が起きている。この争議は、わが国労働運動史上でも本格的な労働問題の登場を告げる象徴的なものであった。

現在、これら工場の跡地は公園やマンションになっており、その歴史をうかがわせるものは少ないが、大正区の三軒家公園にある「近代紡績工業発祥の地」記念碑が当時のすがたをしのぶよすがとなっている。

人権相談推進事業

※本事業は、人権に関する問題が生じた場合に、府民が身近にその解決方策について相談できるよう、府内の市町村に人権に関する相談窓口の整備を府が支援する事業です。

人権相談推進事業における人権相談窓口	電話番号	人権相談推進事業における人権相談窓口	電話番号
能勢町立人権文化センター	072-734-0530	八尾市立桂人権ふれあいセンター	0729-22-1826
豊能町立ふれあい文化センター	072-739-0370	八尾市立安中人権ふれあいセンター	0729-22-1491
箕面市立菅野中央人権文化センター	072-722-7400	柏原市役所人権推進課	0729-72-1501
箕面市立桜ヶ丘人権文化センター	072-721-4800	松原市ふれあい人権文化センター	072-332-5705
池田市立人権文化交流センター	072-752-6395 (人権文化交流センター内 池田市人権協会)	羽曳野市立人権文化センター	0729-37-0860 (人権文化センター内 羽曳野市地域人権協議会)
豊中市立豊中人権まちづくりセンター	06-6841-1313	藤井寺市立市民総合会館本館	0729-39-7020
豊中市立蛭池人権まちづくりセンター	06-6841-5326	富田林市立人権文化センター	0721-24-0583
茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター	072-626-5660	河南町役場人権男女共同社会室	0721-93-2500
茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	072-635-7667	河内長野市役所人権推進室	0721-53-1111
茨木市立豊川のいのち・愛・ゆめセンター	072-643-2069	高石市役所市民相談室	072-265-1001
高槻市立富田ふれあい文化センター	072-694-5451	和泉市立人権文化センター	0725-44-0030
高槻市立春日ふれあい文化センター	072-671-9604	泉大津市役所人権啓発課	4月実施予定 0725-33-1131
島本町立人権文化センター	075-962-4402 (人権文化センター内 島本地域人権協会)	忠岡町役場人権平和室	4月実施予定 0725-22-1122
吹田市交流活動館	06-6389-6865	岸和田市役所市民相談係	0724-23-2121
摂津市役所人権同和対策課	06-6383-1111	貝塚市ひと・ふれあいセンター	0724-31-6901
枚方市役所人権政策室	072-841-1221	熊取町役場人権推進課	0724-52-1001
寝屋川市立いきいき文化センター	072-822-3311	泉佐野市立泉佐野人権文化センター	0724-63-5718
交野市役所人権政策室	072-892-0121	泉佐野市立下瓦屋人権文化センター	0724-64-2526
守口市役所市民相談室	06-6992-1221	泉佐野市立櫻井人権文化センター	0724-66-2323
門真市役所人権政策室	06-6902-1231	田尻町総合保健福祉センター	4月実施予定 0724-66-5002 (総務課人権推進室)
四條畷市役所人権推進課	072-877-2121	泉南市立人権ふれあいセンター	0724-83-6447
大東市立北条人権文化センター	072-877-6066	阪南市役所人権推進課	0724-71-5678
大東市立野崎人権文化センター	072-879-1551	岬町立文化センター	0724-92-3270 (文化センター内岬町人権 多奈川地域協議会)
東大阪市立蛇草解放会館	06-6720-1701	岬町人権淡輪地域協議会	0724-94-1508
東大阪市立荒本解放会館	06-6788-7424		
(財)大阪府人権協会	06-6562-4040	大阪府人権室	06-6941-0351 (人権相談・擁護グループ)

※大阪市及び堺市では、独自の相談窓口を設けておりますので、各市役所までお問い合わせください。

そうぞう

12

2003.3*No.4

編集後記

●…ある公立高校の先生からのお電話…。『『そうぞう』を2年生全クラスで人権学習の教材として活用したい。1号から3号まで、いただければありがたい』とのうれしい連絡。部数に限りがあるため、複写での対応をお願いすることになりましたが、本誌の内容が高校生たちにとって、人権を身近に感じる材料になればと願ってやみません。

●…叶麗子さんへのインタビュー。舞台や講演で大変お忙しい中、快く引き受けてくださいました。気さくで、時に切々と、時に明るく繰り広げるトークにやさしさと強さを感じました。

2003(平成15)年3月発行

発行/大阪府企画調整部人権室 人権教育・啓発グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL06-6941-0351 FAX.06-6944-6616 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/>

編集/財団法人大阪府人権協会 人権啓発部

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL06-6568-2983 FAX.06-6568-2985 <http://www.jinken-osaka.jp>

この情報誌は20000部作成し、1部あたりの単価は42円です。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています